

最高裁秘書第606号

令和4年3月11日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

令和4年2月3日付けで大阪地方裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

開廷表の提出について（平成27年9月25日付の大蔵地裁訟廷庶務係の事務連絡）

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）

最高裁秘書第794号

令和4年3月17日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

開廷表の提出について（平成27年9月25日付の大坂地裁訟廷庶務係の事務
連絡）

2 苦情の申出がされた日

令和4年2月9日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（情）謝問第47号

(2) 謝問日

令和4年3月11日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

最高裁秘書第795号

令和4年3月17日

山中連司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 淳

理由説明書の写しについて（送付）

下記の質問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

質問番号 令和3年度（情） 質問第47号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

令和4年3月11日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村

慎



理由説明書

苦情申出人は、大阪地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、令和4年2月7日付け「司法行政文書の開示に関する苦情の申出書」に記載のとおり主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

開廷表の提出について（平成27年9月25日付の大蔵地裁訟廷庶務係の事務連絡）

2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示の申出に対し、令和4年2月3日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件開示申出は、「開廷表の提出について（平成27年9月25日付の大蔵地裁訟廷庶務係の事務連絡）」（以下、「本件対象文書」という。）の開示を求めるものであるところ、原判断庁において探索を行ったが、本件対象文書は存在しなかった。

(2) 苦情申出人は、平成28年4月11日付け大阪地方裁判所総務課及び大阪簡易裁判所の申合せ「当事者名を秘密記載部分として閲覧等の制限の申立てがされた事件及び被害者特定事項の秘匿決定がされた事件の期日情報の提供について」2頁末尾に「③ 開廷表の提出については、平成27年9月25日付け訟

廷庶務係事務連絡「開廷表の提出について」参照。」と記載されていることからすれば、本件対象文書は存在するといえる旨主張する。

しかし、苦情申出人の主張をふまえて再度探索するも、本件対象文書である平成27年9月25日付けの大坂地裁訟廷庶務係作成の「開廷表の提出について」の存在は確認できず、原判断庁において実際に作成又は取得したのか否か及び作成又は取得後に廃棄されたのかが判然としないことから、存在しないとの理由で不開示とする判断に至ったものである。

(3) よって、原判断は相当である。